

令和8年 1月21日
日本機械工業株式会社

国土交通省関東運輸局による行政処分について

このほど弊社では、国土交通省関東運輸局より道路運送車両法に基づく自動車特定整備事業に係る10日間の事業停止の行政処分を受けました。

お客さまをはじめ、関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、あらためて深くお詫び申し上げます。

弊社といたしましては、このたびの行政処分を厳粛に受け止め、今後、より一層の内部管理体制の強化・充実を図り、再発の防止ならびに皆さまの信頼回復に向けて、役職員一同全力で努めてまいる所存です。

記

1. 行政処分の内容

自動車特定整備事業停止 10日間 2026年1月21日から1月30日（道路運送車両法第93条）

2. 行政処分の理由

- ① 変更届出の未提出があったこと（道路運送車両法第81条第1項）
- ② 不正改造を実施したこと（道路運送車両法第91条の3、同法第99条の2）

3. 行政処分の対象

弊社八王子工場

所在地：東京都八王子市中野上町2-31-1

4. 行政処分の対象となった事案

- ① 平成28年以降の弊社役員の変更届出を失念
- ② 平成30年に製造した消防自動車1件（1台）に係る不正改造

5. その他

期間中にご迷惑をおかけする可能性のあるお取引先様には、個別にご連絡を差し上げたうえでご意向を伺い、弊社関係先の自動車特定整備事業者をご紹介させていただきます。

以上

<本件に対するお問い合わせ先>

営業本部営業管理課 042-622-8899

受付 9:00~17:00